# 第５章　保存・活用に関する基本理念・将来像

## 第１節　基本理念

精華町は、豊かな自然を擁する田園のまちに、学研都市（がっけんとし）という新たな変化を飲み込みながら、今日まで続いてきました。本計画の上位計画にあたる精華町第６次総合計画は、開発の進行とクラスター開発面での学研都市開発概成を念頭に置いて作成されました。

第６次総合計画では、おおむね 30 年後の精華町を見据えながら、基本理念の１つに「緑豊かな調和のとれたまちづくり」を掲げ、緑豊かな郷土と文化を愛する心を先人から継承したものとして強調します。この基本理念は、精華町の歴史文化と密接に関わります。

一方で、学研都市の端緒となった昭和 53 年（1978 年）の構想からまもなく 50 年を迎え、当時は「新たな変化」であったものもまた、現在では精華町の宝ものとして人びとに受け入れられています。

古くから人びとがつながり、時に受け継ぎ、時に変容し、時代に応じて発展を続けてきた精華町において、精華町の宝ものは、このような人びとの営みの中で生まれ、守り、伝えられてきました。これらの流れを受け継ぎ、総合計画等も踏まえながら、本計画を進めていく上でのベースとなる考え方として、基本理念を以下のように設定します。

**過去（かこ）をほどき、現代（いま）をつなぎ、未来（さき）をつむぐ**

「過去をほどき」には、これまでの歴史の中で精華町の宝ものによって形作られてきた、精華町の多様な特性であるまちの歴史文化を知ることを、「現代をつなぎ」には、精華町の宝ものとまちの歴史文化を広め、現代に活かして人びとと地域がつながることを、「未来をつむぐ」には、現代の人びとが受け継いだものや生み出したものを守り伝え、豊かな未来を作り出していくことを表しています。

第１章や第３章で述べたとおり、京都・大阪・奈良の間に位置する精華町では、時代とともに、柔軟にその有り様を変えました。特に産業は時代に応じて、様々なものを模索します。江戸時代から明治時代に行われた綿の栽培と、明治時代から戦前期に行われた養蚕は、その典型的な産業です。町内にはこれら２つの産業に関する民具が、京都府の暫定登録有形民俗文化財として多く残されています。精華町を生きる人びとのしなやかさを綿花や蚕の繭から生み出される糸になぞらえて、基本理念には「ほどく」、「つなぐ」、「つむぐ」という言葉を選びました。

## 第２節　将来像と基本目標

前節で設定した基本理念を踏まえ、おおむね 30 年後の将来像を下記のように設定します。

**わたしがときめく宝もの　みんなで織りなす精華町**

まちにかかわる人びとの一人一人にとって精華町の宝ものがときめくものとなり、その結果、精華町の宝ものを通じて人びとがつながり、関わりあいながら精華町を作り上げていった姿を、基本理念でもなぞらえた糸のイメージを用いながら、ほどき、つなぎ、つむいできたこれまでの精華町の宝ものという糸から布を織る姿に例えました。

さらに、この 30 年後の将来像を実現するため、おおむねこの計画期間内で実現を目指す短期的な基本目標を５つ設定します。

| | |
|---|---|
| 基本目標① | 精華町の宝ものについて、人びとがそれぞれの立場から理解を深め、<br>その価値が広く共有されています。 |
| 基本目標② | 精華町の宝ものが大切にされており、関心を持って知ろうとする人が<br>増えるとともに、精華町の宝ものが持つ多様な価値が発信されています。 |
| 基本目標③ | 精華町の宝ものを核として人びとが集まり、地域の縁をつなぐとともに、<br>新たな価値が生み出されています。 |
| 基本目標④ | 精華町の宝ものを地域で守る意識が持たれ、<br>有事の際に対処する体制が形成・維持されています。 |
| 基本目標⑤ | 精華町の宝ものについて、保存と修理が適切になされ、<br>それを取り巻く環境ごと地域が守り伝えています。 |

図 5-1　基本理念・将来像・基本目標の概念図

第６次総合計画は、概ね 10 年後の将来像として「人がつながり夢を叶える学研都市精華町」を掲げています。この「人」とは、精華町の住民だけでなく、町内で働く人、学ぶ人、町外から訪れる人、町外から精華町を応援する人など、精華町に関わるすべての人を含みこむ概念です。本計画でもこの姿勢を継承し、行政や住民だけでなく、幅広い「人びと」を基本目標の対象に組み込みます。

# Column 育てる・つなぐ・創る

## 将来像が決まるまで

精華町のおおむね 30 年後の姿である将来像については、精華町文化財保存活用地域計画作成協議会で、各委員が意見を出し合い全会一致で決定しました。決まるまでの流れを簡単にご紹介します。

「わたしがときめく」というフレーズから、小さい存在である個人ひとりひとりが、精華町って良いところだな、楽しいなと思って、その人たちが集まったものがまちであるというイメージが浮かびました。

「わたしがときめき　みんなで織りなすミライの宝もの」など、「宝もの」という言葉を入れるのはどうでしょう。

「織りなす」は、糸にちなんでぜひ使ってほしいです。

「わたしがときめきみんなで織りなす　宝もののまち」はどうでしょう。

「みんなで織りなす宝もの」の語呂がすごく良いですね。
合わせて、「わたしがときめく精華町　みんなで織りなす宝もの」？

ときめく対象は精華町でしょうか？　織りなすものは宝ものでしょうか？

宝ものと精華町を入れ替えるのはどうですか？

さまざまな「宝もの」に一人ひとりがときめき、それを織りなしていくと精華町ができあがるということですね。とても良いと思います。

満場一致で決定ですね。将来像は、
「わたしがときめく宝もの　みんなで織りなす精華町」となりました。

# 第６章　保存・活用に関する課題と方針

## 第１節　課題

第５章では、おおむね 30 年後に実現する将来像と、おおむね計画期間中に達成する基本目標５つを定めました。本章では、これまで精華町で行ってきた取組を５つの基本目標と照らしながら整理し、解決すべき課題を抽出します。

### １．基本目標①に関する課題

基本目標①として「精華町の宝ものについて、人びとがそれぞれの立場から理解を深め、その価値が広く共有されています」を掲げました。この実現のために、大きく分けて以下の３点を課題として抽出します。

#### （１）多様な精華町の宝ものの未発見

第４章で述べたとおり、精華町では、文化財の類型・分野によって、把握調査の進行度に差があります。特に、無形文化財、伝統的建造物群、文化財の保存技術については、所在を把握できていない状況です。また、有形文化財（彫刻を除く）、民俗文化財、記念物、文化的景観については部分的な把握にとどまっており、特に建造物では民家建築、美術工芸品では寺院が所蔵する絵画、有形の民俗文化財では絵馬、無形の民俗文化財では行事・風習の把握が十分ではありません。未調査の類型を中心に、精華町の宝ものの所在と価値を知る調査が必要です。

また、これまでの調査は精華町のほか、国や京都府、大学、研究者などが主体となり、学術的・歴史的・文化的価値を持つ精華町の宝ものの把握に重点をおいてきました。一方で、地域に根付いた固有の価値を持つ精華町の宝ものの所在は必ずしも全てを把握できていません。地域に根付いた固有の価値を持つ精華町の宝ものの一例として、新旧の石碑・モニュメント等が挙げられます。町内の各地に点在するこれらを把握し地域に根付いた固有の価値を記録するためには、住民・団体と連携することが求められます。住民・団体が主体となり、各種機関と連携・協力しながら調査、記録を行うことで、学術的・歴史的・文化的価値や、地域に根付いた固有の価値といった、精華町の宝ものの持つ多様な価値を保存・活用していくことが望まれます。

#### （２）詳細調査の停滞

これまで町は有形文化財のうちの美術工芸品（古文書）、民俗文化財、埋蔵文化財の収集・調査・整理を継続して行ってきました。これらの事業を継続して実施することは、精華町の宝ものの価値を新たに発見するために重要です。また、過去に調査を行ったものについても、現代の文脈から再評価するため、修理や整理の際に再調査を行う必要があります。

ほかに、所在を確認している精華町の宝もののうち、価値づけが不明瞭なものについては、その価値を明らかにするための調査に着手する必要があります。特に無形の民俗文化財（祭り、行事、風習）については、社会や意識の変化に伴って消滅・変容するおそれが高く、記録保存のための調査は喫緊の課題です。

町内の遺跡について、発掘調査を実施することによって遺跡の価値を知ることも求められます。

### （３）精華町の宝ものが持つ価値の未発信

調査で明らかになった精華町の宝ものの多様な価値を、地域で広く共有する必要があります。これまでも、重要な調査の成果に関して報告書等を刊行することで価値の共有に努めてきましたが、今後もこれらの刊行を継続し調査成果の公開に努めなければなりません。さらに、これらの報告書をはじめとした精華町の宝ものや精華町の歴史文化を扱う郷土資料を収集･公開することも求められます。

調査・研究によってその価値の重要性が認められた文化財は、指定・登録等を行うことにより、保存はもとより、その価値を広く共有することもできます。現状では、町内の指定等文化財は建造物と仏像彫刻に集中していますが、他の類型についても、重要なものは指定・登録等に向けて働きかける必要があります。

また、過去の調査において作成・収集した目録や写真、図面などのデータは、多くがアナログデータのみで保管されています。精華町の宝ものの価値を共有しやすくするために、調査成果の集積･保管の手法についても見直しを図る必要があります。デジタル技術の導入促進は、その解決策の１つです。

## ２．基本目標②に関する課題

基本目標②として「精華町の宝ものが大切にされており、関心を持って知ろうとする人が増えるとともに、精華町の宝ものが持つ多様な価値が発信されています」を掲げました。この実現のために、大きく分けて以下の３点を課題として抽出します。

### （１）精華町の宝ものに親しむための基盤の欠如

本物を見ずに、精華町の宝ものの持つ価値を伝えたり、精華町の宝ものの持つ価値を発見したりすることは困難です。しかし、精華町では精華町の宝ものの現物を目にするための設備も環境も整っておらず、寺社が有する精華町の宝ものについても、人手不足等の問題から現物に接する機会は非常に限られています。人びとと精華町の宝ものの間にある深い溝は、精華町が抱える最も深刻な課題の１つです。

これまで、精華町では町内のホール等を利用して、数日間の文化財展示会を不定期に開催してきました。しかし精華町の宝ものを安全に展示するための設備や人材の不足に加え、近年は展示会場の確保が困難となっており、短期間の展示会も困難となっています。

### （２）情報発信・学習機会の不足

精華町の宝ものについて関心を持って知ろうとする人びとが、限られた層であることも課題です。精華町ではこれまでも歴史や文化財に関する講演会を行ってきましたが、来場者の多くは高齢者です。特に、現役世代や子どもたちを含めた幅広い人びとに合わせたアプローチができていません。これまで精華町の宝ものに関心を持つことのなかった人びとにも関心を持ってもらえるように、生涯学習や学校教育等と連携しながら、講演会や講座だけでなく、様々な媒体・手法で学習機会の拡充を検討する必要があります。

### （３）精華町の宝ものの利活用の連携不足

精華町の宝ものにより魅力を感じてもらうために、精華町の宝ものが価値あるものだと実感してもらい、その価値を高めていく必要があります。精華町の宝ものの持つ魅力を向上させ、発信する取組は従来も行われてきましたが、それらを続けるとともに、より活性化させる必要があります。行政と町内の商工団体、住民団体が連携を深め、まちづくりや観光、産業等の多様な分野において精華町の宝ものを利活用できるよう、事業・活動を推進する必要があります。

## ３．基本目標③に関する課題

基本目標③として「精華町の宝ものを核として人びとが集まり、地域の縁をつなぐとともに、新たな価値が生み出されています」を掲げました。この実現のために、大きく分けて以下の３点を課題として抽出します。

### （１）専門職員・専門知の不足

精華町の宝ものの保存の前提となる調査・修理には、専門的な知識が必要不可欠です。また活用の観点でも、文化財に関する専門的な知識が要請される場面が多数あります。特に町は、長期的な視点から学芸員や埋蔵文化財専門職、アーキビスト等の専門職員の採用・育成、文化財担当部局の体制整備、財源確保を進める必要があります。また、近隣の自治体の文化財担当課や博物館等と連携を深め、精華町の宝ものの調査・保存・活用に関わる情報や技術の交流に努めることも求められます。

### （２）生活様式の変容による住民活動の減少

少子高齢化、核家族化、後継者不足等、社会の変化によってこれまで精華町の宝ものを維持してきた個人や組織の力だけでは、精華町の宝ものを保存･継承していくことが難しい状況にあります。

とりわけ祭りや行事等といった無形の民俗文化財は、中止・廃止を余儀なくされています。行政、地域、所有者や管理者との間で協力体制を構築することが必要です。

また、精華町の宝ものの保存や活用に取り組んできた住民団体の構成員も高齢化が進み、新規加入者も減少しています。将来にわたって活動を継続していくことができるように、新たな担い手を育成していく必要があります。

### （３）地域活性化の展開不足

これまでも、精華町でも地域活性化を目指した取組は行われてきましたが、精華町の宝ものを活用した取組は、まだ展開の余地を残しています。

精華町の歴史と共に作り出され、精華町の特性を構成する要素である精華町の宝ものは、地域に愛される誇りであり、人びとを結びつける核としてまちづくりの事業に活かされることで、地域を活性化させる可能性を有しています。しかし、第６次総合計画作成時のアンケートでは、歴史・文化財に関する住民の関心が低い状況にあります。同様に、身近にある精華町の宝ものや歴史文化の価値についても、あまり認識されていません。

一方で、人びとが身近にあるものを地域の誇りである精華町の宝ものであると認識し、大切に感じることは、集まった人びとの交流を促し、地域の活性化へとつなげる機会になります。特に、これまで精華町の宝ものになじみが薄い一方で、次世代を担う役割を果たす子どもたちや若年層を含めた人びとと精華町の宝ものを結びつけることは、過去の精華町の歴史を踏まえながら、将来の精華町の発展につなげるためにも重要です。

## ４．基本目標④に関する課題

基本目標④として「精華町の宝ものを地域で守る意識が持たれ、有事の際に対処する体制が形成・維持されています」を掲げました。この実現のために、大きく分けて以下の３点を課題として抽出します。

### （１）増加する災害・犯罪への備えの不足

精華町の宝ものに対する災害や犯罪のリスクは高まっています。特に管理者が常住していない寺院（無住寺院）等が所有する精華町の宝ものは、災害や犯罪等への対応が遅れやすくより高いリスクがあります。日頃から、住民と行政が一体となって見守りを行うとともに、従来行われてきた京都府文化財保護指導委員による防災･防犯活動も継続し、より内容を充実させることが望まれます。

一方で、指定等文化財を中心に設置を進めている防火・防犯設備等については、所有者にとって設置・維持に要する費用が大きな負担になっています。

### （２）災害発生に備えた情報共有体制の未成熟

災害の発生時に、速やかに対応できるよう、町内にある文化財の情報を消防本部と共有する必要があります。消防訓練等も継続・拡充し、災害発生時に迅速に行動できるよう平時から備えることが課題です。

また、町は「精華町地域防災計画」、「精華町国土強靭化地域計画」等の計画を文化財所有者、地域住民に周知して、災害の発生時には、迅速に連絡を取り合い的確に対応できるよう、体制を構築する必要があります。

### （３）災害発生後の対応の不明確

気候変動の影響により、近年は各地で台風・豪雨による被害が深刻となっています。文化財の倒壊や破損、汚損が発生した際は速やかに応急処置を行う必要があります。また、神社等の境内林では倒木の被害が増加傾向にあり、建造物の損壊や自然環境の悪化など、被害の連鎖が懸念されます。発災後についても、資料の水損等の二次被害を防ぐための対応等が十分周知されていない等、備えが不十分です。

## ５．基本目標⑤に関する課題

基本目標⑤として「精華町の宝ものについて、保存と修理が適切になされ、それを取り巻く環境ごと地域が守り伝えています」を掲げました。この実現のために、大きく分けて以下の３点を課題として抽出します。

### （１）散逸・消失の危機

精華町の宝ものには、適切な介入がなければ散逸・消失の危機に瀕するものが数多くあります。たとえば埋蔵文化財については、開発や工事によって失われることを避けるため、従来同様に調整と指導を継続していくことが必要です。また、各家や地域などに伝えられてきた精華町の宝ものについては、後継者不足等の問題から保存・継承が困難になっています。町に対して寄贈・寄託を希望する声が強まっており、対応が急務です。

一度所在を把握した精華町の宝ものについても、継続的に現況を確認する必要があります。町史編さん事業の際に、調査・撮影を終えた古文書等は、基本的に所有者（個人・寺社・自治会等）へ返却しましたが、返却から四半世紀が経過しており、現況を確認することが望まれます。町の歴史的公文書や町内を撮影した写真等も、学研都市（がっけんとし）の開発をはじめとする精華町の近現代史に関わる重要な資料であり、保存に努める必要があります。

とりわけ、調査・研究を通じて文化財保護法上の価値が明らかとなった精華町の宝ものは、指定・登録等を行い、散逸・消失させることなく確実に保存することも必要です。

### （２）適切な保存修理の不足

精華町の宝ものを守り伝えるためには、その特性に応じて適切な保存修理を行うことが重要ですが、多額の修理費用がかかります。特に、所有者にとっては大きな負担となっています。このため、町は精華町の宝ものの状態の把握に努め、適切な時期に最適な技術による保存修理が実施できるよう、所有者等に支援や助言を行い、補助金等を含めた財源の確保をはじめ、調整することが必要です。

### （３）不適切な環境での保存・管理

精華町には精華町の宝ものを長期保存するための適切な収蔵施設がありません。町内にある様々な施設の未使用の空間等を利用して分散保管してきましたが、施設の老朽化、空間の不足、受け入れ資料の増加などの原因で、保管環境が悪化しています。悪環境での保管は文化財の破損や摩耗を招き、時には消失にもつながります。保管場所を移転する際にも、破損のリスクが常に付きまといます。不安定な仮の保管スペースではなく、長期的に安定した環境で文化財を保存することが可能な収蔵施設を設置することは緊切の課題です。

自然環境など、収蔵庫に保管されない精華町の宝ものについても、維持管理は課題です。寺社境内の林には豊かな自然環境が残されていますが、氏子組織の高齢化とあいまって、地域での維持管理が難しくなっています。公園・遊歩道に生息する樹木も、地域の景観や環境を構成する重要な要素で、住民に親しまれてきましたが、剪定や落葉の清掃等、適切な維持管理に多大な負担がかかっており、継続に困難が生じています。

## 第２節　方針

第５章では、おおむね 30 年後に実現する将来像と、おおむね計画期間中に達成する基本目標５つを定めました。また、前節では基本目標５つに沿って、それぞれ現状を整理し、課題を抽出しました。

本節では、これらの課題を解決するため、基本目標に即して５つの方針を設定します。それぞれの方針の関係を図に表すと、図 6-1 のようになります。

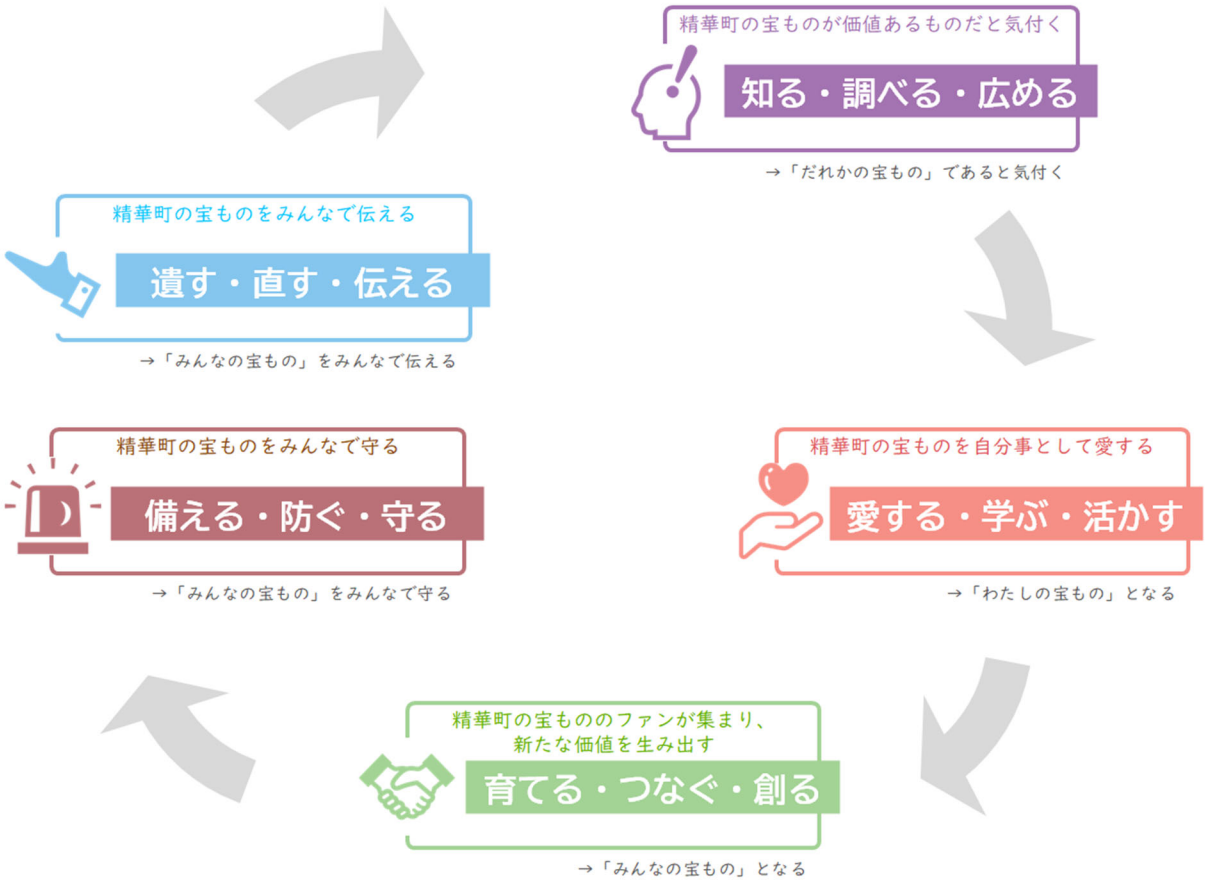


図 6-1　方針の循環

まずは、精華町の宝ものが価値のあるものだと気付き（「だれかの宝もの」であると気付き）、自分事として愛し（「わたしの宝もの」となり）、精華町の宝もののファンたちが集まることで新たな価値を生み出し（「みんなの宝もの」となり）、「みんなの宝もの」である精華町の宝ものを守り、伝えていくという循環を作り出すことを目指します。

それぞれの方針の詳細は、以下のとおりです。

## １．方針１「知る・調べる・広める」

基本目標①「精華町の宝ものについて、人びとがそれぞれの立場から理解を深め、その価値が広く共有されています」の実現のため、特にこれまで把握が及んでいなかった精華町の宝ものを知り、地域固有の価値を含めた多様な価値を調べ、精華町の宝ものの価値を広める基盤を作ることを目指します。

### 方針 1-1　知る　　―精華町の宝ものを把握する―

精華町の宝ものを保存し、活用するために、町内にどのような精華町の宝ものが存在するかを把握します。ほとんど把握できていない伝統的建造物群等の類型や、建造物のうち民家建築等の把握が十分でない分野について、特に注力します。また、住民や団体との協働により、地域において大切にされている精華町の宝ものの把握を進めます。

### 方針 1-2　調べる　―精華町の宝ものの価値を明らかにする―

把握した精華町の宝ものについて、その価値をより深く知るための詳細調査を推進します。特に、時代の変化に伴い、消滅の危機にさらされている無形の民俗文化財について優先的に記録調査を行います。また、埋蔵文化財の発掘調査によって、町内の遺跡の価値を明らかにします。

### 方針 1-3　広める　―精華町の宝ものの価値を広める―

調査で把握した精華町の宝ものの価値を人びとに広く伝えます。調査成果は、報告書等にまとめ、広く公開します。また、町の所有する郷土資料（図書、定期刊行物）等について、適切に管理するとともに人びとがアクセスしやすいよう公開します。調査の結果、特に高い価値が認められた文化財については、指定・登録等に向けた取組を推進し、保護を図るとともにその価値を広めます。さらに、先端技術等を活用して、調査成果等のデジタル化を推進し、様々な場面で人びとがアクセスでき、多様な活用が図れる基盤を作ります。

## ２．方針２「愛する・学ぶ・活かす」

基本目標②「精華町の宝ものが大切にされており、関心を持って知ろうとする人が増えるとともに、精華町の宝ものが持つ多様な価値が発信されています」の実現のため、精華町の宝ものそのものに接する機会を増やし、人びとが精華町の宝ものを学ぶ機会を増やし、精華町の宝ものの活用を促進します。

### 方針 2-1　愛する　―精華町の宝ものを愛する―

精華町の宝ものを自分事として大切に感じてもらうために、人びとと精華町の宝ものの距離を近づける取組を積極的に進めます。普段は非公開となっているものも含め、精華町の宝ものを実際に目にできる機会を創出します。また、インターネット等の様々な媒体や手法で精華町の宝ものの魅

力を発信し、人びとが精華町の宝ものを自分自身にとっての宝ものだと誇らしく思えるよう働きかけます。

### 方針 2-2　学ぶ　　―精華町の宝ものを学ぶ機会を増やす―

精華町の宝ものの多様な価値を人びとが学ぶ機会を増やします。社会教育では、幅広い年齢層にアプローチできるような講座や講演会等を団体や専門家と連携して実施します。学校教育では、小学校・中学校の社会科や総合学習の時間で、地域の歴史を学ぶ機会を設けます。

### 方針 2-3　活かす　―精華町の宝ものを活用する―

精華町の宝ものを、まちづくりや観光、産業等での活用を促進し、その価値を発信することで磨きをかけます。

## ３．方針３「育てる・つなぐ・創る」

基本目標③「精華町の宝ものを核として人びとが集まり、地域の縁をつなぐとともに、新たな価値が生み出されています」の実現のため、精華町の宝ものをとりまく人びとを増やし、精華町の宝ものを用いて地域を活性化させる取組を支援します。

### 方針 3-1　育てる　―精華町の宝ものを保存・活用する基盤を育てる―

行政職員の専門知識の充実と適切な人員配置に向けた検討を進め、精華町の宝ものの保存と活用の前提となる専門知の基盤を確保します。また、近隣の自治体や博物館等との交流により、職員のスキルアップや広域的なネットワークの形成を図ることで、精華町の宝ものの保存と活用をより盤石に支えます。

### 方針 3-2　つなぐ　―精華町の宝ものを地域でつなぐ―

精華町の宝ものを地域一体となって未来へつないでいくため、行政、地域、所有者、管理者といった精華町の宝ものに関わる人びと同士が集まり、関わり、協力し合い、個性を活かしながら保存・活用を進めていくための取組を推進します。具体的には住民同士の交流の機会の促進や、新たな担い手を育成するための機会創出、活動支援の仕組みづくり等を進めます。

### 方針 3-3　創る　　―精華町の宝もので地域を創る―

次代の担い手である若年層や子どもたちを含め、様々な人びとを歴史文化や精華町の宝ものによって結びつけ、地域の活性化につなげます。特に産業（学研都市や農産物）・イベント・地域活動といった精華町の宝ものを核として多様な人びとが集い、交流することができるよう、学研都市の企業や団体等と連携し、取組等を実施します。

## ４．方針４「備える・防ぐ・守る」

基本目標④「精華町の宝ものを地域で守る意識が持たれ、有事の際に対処する体制が形成・維持されています」の実現のため、災害や犯罪への備えと発生時の対応について、行政・所有者・住民が連携して取り組めるような体制づくりを推進します。

### 方針 4-1　備える　―精華町の宝ものを見守り備える―

増加する災害・犯罪のリスクに対して充分に備え、精華町の宝ものの被害を未然に防ぐため、日ごろから地域一体となって見守りを行います。また、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考にしながら、所有者は防災・防犯設備の設置等を進め、町は支援や助言を行います。

### 方針 4-2　防ぐ　　―精華町の宝もののリスクを共有する―

災害や犯罪が発生した際の初動対応について、行政・所有者・住民が連携して取り組めるような体制を検討します。特に、計画の周知や関係主体間における精華町の宝ものの情報の共有を重点的に行います。

### 方針 4-3　守る　　―精華町の宝ものへの被害を食い止める―

防災訓練の実施や、対応を明確にしたマニュアルの作成等を通して、災害発生時の被害を最小限に食い止め、精華町の宝ものを守ることができるように備えます。

## ５．方針５「遺す・直す・伝える」

基本目標⑤「精華町の宝ものについて、保存と修理が適切になされ、それを取り巻く環境ごと地域が守り伝えています」の実現のため、そのままでは失われる精華町の宝ものを保存・修理し、将来へ伝えることができる環境を整えます。

### 方針 5-1　遺す　　―精華町の宝ものの散逸・消滅を防ぐ―

精華町の宝ものの散逸、消滅を防ぐため、民間所有の精華町の宝ものの現況を町がより適切に把握するとともに、町が定める受け入れ基準に従い必要に応じて町で受け入れ、適切な環境下で保存します。また、町所有の精華町の宝ものは、従来の保管方法に加え、デジタル化等により万が一の滅失・き損等へも備えます。調査を通じて価値が明らかになった文化財については、新たに指定・登録等の措置を講じます。

### 方針 5-2　直す　　―精華町の宝ものを適切に直す―

精華町の宝ものを保存するため、適切な周期で保存修理を行います。また、所有者等へ必要な支援や助言を行います。

### 方針 5-3　伝える　―精華町の宝ものを未来へ伝える―

精華町の宝ものを適切に将来に伝えるため、損壊・損耗を最小限にとどめる保存環境を整えることを重視して取り組みます。特に、文化財収蔵施設の整備方針について具体的に検討し、今後も増加し続ける精華町の宝ものを安定的に保管できる環境の整備に努めます。また、精華町の宝ものを構成する自然環境については、住民や団体と連携し、日ごろからの美化活動等により適切な環境を維持します。

## Column 育てる・つなぐ・創る　方針のテーマカラー

方針の紹介で用いたカラーリングは、歴史文化の特徴と同様に精華町文化財保存活用地域計画作成協議会で決定したものを使っています。各カラーについては、以下のとおりです。

方針１　知る・調べる・広める

ふかぼりパープル　文化をイメージさせる色

方針２　愛する・学ぶ・活かす

いとおしローズ　町の花であるバラから
また、「愛する」より

方針３　育てる・つなぐ・創る

めばえのリーフ　植物が育つ色、芽の色

方針４　備える・防ぐ・守る

やすらぎブラウン　精華町の宝ものに多く存在する
木造物の色から

方針５　遺す・直す・伝える

みらいのスカイ　明るい空の色と未来を重ねて

# 第７章　保存・活用に関する措置

## 第１節　措置の考え方

第５章では、精華町の宝ものを活かしたまちづくりを進めていく上での基本理念を「過去をほどき、現代をつなぎ、未来をつむぐ」と定め、おおよそ 30 年後に実現する将来像を「わたしがときめく宝もの　みんなで織りなす精華町」としました。また、将来像を実現するため、おおむね今回の計画期間中に達成する基本目標を５つ掲げました。第６章では５つの基本目標と照らし合わせながら、現在精華町が抱えている課題を整理し、５つの方針を設定しました。

本章では、第５章・第６章を踏まえながら、５つの基本目標を実現するため、５つの方針に則して、本計画の計画期間である 10 年間で実施する措置（事業や活動等）を設定します。

措置の実施期間として、「前期」は令和８年（2026 年）度から令和 11 年（2029 年）度、「中期」は令和 12 年（2030 年）度から令和 14 年（2032 年）度、「後期」は令和 15 年（2033 年）度から令和 17 年（2035 年）度とします。実施期間は○、重点的に行う期間は◎をつけて示します。

実施主体は、措置の性格に応じて、行政だけでなく所有者・団体・住民等の適任者が担います。「行政」は京都府、本町担当課及び関連部局を示します。「所有者」は精華町の宝ものの所有者や管理者を示します。「団体」は NPO や社会教育関係団体を含む、歴史・環境・商工・観光・まちづくり等に関わる各種団体を示します。「住民」は町内の住民や自治会を示します。

なお、各措置は、町費、府費（京都府補助金）、国費（文化庁補助金、国交省補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の国庫補助金）、外部資金（民間団体の活動費等）等を活用しながら進めます。

また、措置のうち、特に重点をおいて取り組むべきものについては、★をつけて示します。

## 第２節　精華町の宝ものの保存・活用に関する措置

第６章で設定した５つの方針に基づき、令和 17 年（2035 年）度までに実施する精華町の宝ものの保存・活用に関する措置を以下に提示します。巻末の措置一覧表も参照してください。

## １．方針１「知る・調べる・広める」に関する措置

精華町の宝ものを保存し、活用するためには、まず町内にどんな精華町の宝ものが存在するかを知る必要があります。精華町の宝ものを知った後は、その価値を調べ、広めていく必要があります。

特に、これまで把握調査が及んでいなかった類型を重点的に知ること、地域固有の価値を含めた多様な価値を調べること、精華町の宝ものの価値を広める基盤を作ることを目指します。

表 7-1　方針１「知る・調べる・広める」に関する措置

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 知る | 1 | **精華町の宝ものの把握調査**<br>町は、従来把握が進んでこなかった文化財の類型である伝統的建造物群や、把握が遅れている民家建築等の分野を中心に、把握調査を行います。 | 行政、団体、住民 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 2 | **住民による精華町の宝ものの調査・記録**<br>住民による精華町の宝ものの掘り起こしや、聞き取り調査、記録作成の取組について、町は支援を行います。 | 団体、住民、行政 | 生涯学習課 | ○ | ◎ | ○ |
| 調べる | 3 | **把握した精華町の宝ものの調査・研究**<br>把握した精華町の宝ものの詳細調査を進め、台帳・目録等の作成と記録を継続して実施します。 | 行政 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 4 | **無形の民俗文化財の調査・記録**<br>町は、団体・住民と協力して、地域で行われてきた伝統的な祭り・行事・習慣等を調査し、記録に残すことで未来への継承を図ります。 | 行政、団体、住民 | 生涯学習課 | ◎ | ○ | ○ |
| | 5 | **町内遺跡発掘調査と記録・整理**<br>町は、埋蔵文化財の発掘調査や記録保存を行うとともに、出土遺物や図面の整理に継続して取り組みます。 | 行政 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 広める | 6 | **調査報告書の刊行**<br>町は、調査の内容を報告書・資料目録にまとめ、成果を広く共有します。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 7 | **郷土資料の収集・公開**<br>町は、町立図書館において郷土資料（図書・定期刊行物等）の収集と整理を行い、門脇文庫の蔵書と共に、利用者に公開します。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 8 | **文化財の指定・登録**<br>府・町は、調査を通じて価値が明らかになった文化財について新たに指定・登録等の措置を講じます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 9 | **文化財のデジタル化と公開**<br>町は、研究・活用に資するため、民具・出土遺物等の 3D モデル作成を含め、精華町の宝もののデジタル公開に向けて取り組みます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ◎ | ○ |
| | 10 | **過去の調査記録・目録の整理とデジタル化**<br>町は、過去の文化財調査時に作成された紙媒体記録の保存と活用を図るため、デジタル化を進めます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |

## ２．方針２「愛する・学ぶ・活かす」に関する措置

精華町の宝ものの多様な価値を人びとが学ぶ機会を増やし、人びとが観光やまちづくりなど様々な場面で活かすことを推進し、精華町の宝ものを人びとに愛してもらえるよう取り組む必要があります。

特に、精華町の宝ものそのものに接する機会を創出し、人びとと精華町の宝ものの距離を近づけるために積極的な取組を進めます。

表 7-2　方針２「愛する・学ぶ・活かす」に関する措置

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 愛する | 11 | **デジタルミュージアムを活用した魅力発信**<br>町は、デジタルミュージアム「せいか舎」について、新たなデジタル技術を取り入れつつ、コンテンツの充実に取り組みます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ◎ | ○ |
| | 12 | **幅広い人びとに向けた情報発信**<br>町は、精華町の宝ものについて、幅広い人びとにその魅力が伝わるように、媒体や表現等に工夫を行いながら魅力を伝えます。 | 行政、団体、住民 | 生涯学習課<br>企画調整課<br>商工推進室 | ○ | ○ | ◎ |
| | 13 | **文化財の公開推進**<br>町は、精華町の宝ものについて展示会等を行い公開に努めます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | ★14 | **文化財の特別公開**<br>町は寺社等の所有者と連携して、通常は非公開の精華町の宝ものを一般に公開する機会を作り、人びとが精華町の宝ものに親しむことができるよう努めます。 | 行政、所有者、団体 | 生涯学習課 | ◎ | ○ | ○ |
| | ★15 | **文化財展示施設の設置**<br>町は、町が保有する精華町の宝ものを、安全に常設展示できる施設や設備の設置を進めます。 | 行政 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | |
| 学ぶ | 16 | **講演会・講座の開催**<br>町と団体は連携して、多様な住民の関心や知的好奇心に沿いながら、精華町の宝ものや歴史に関する講演会や講座を開催します。 | 行政、団体 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 17 | **学校教育との連携**<br>町は、小・中学校等の郷土学習・地域学習について学校と連携して取り組みます。 | 行政 | 教育支援室<br>学校教育課<br>生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| 活かす | 18 | **特産物の販売拡大と開発促進の支援**<br>町は、都市近郊の立地を活かして栽培されてきた町の特産農産物について、地産地消を含めた販売促進と広報を支援し、新たな特産品を開発する団体の活動を支援します。 | 団体、行政 | 農政課<br>商工推進室 | ○ | ○ | ○ |
| | 19 | **町内の周遊・観光に係る案内板の設置**<br>町は、精華町の宝ものを周遊・観光できるように、案内看板や文化財説明板等の設置・更新・維持整備を行います。 | 行政 | 生涯学習課<br>商工推進室 | ○ | ○ | ○ |

## ３．方針３「育てる・つなぐ・創る」に関する措置

精華町の宝ものに関わる人びとを育てるとともに、集まってきた人びとをつなげ、新たな価値を創る必要があります。特に、精華町の宝ものをとりまく人びとを増やし、精華町の宝ものを用いて新たな価値を創出する取組を支援します。

表 7-3　方針３「育てる・つなぐ・創る」に関する措置（1/2）

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 育てる | 20 | **文化財専門職員の確保・育成と体制の強化**<br>町は、長期的な展望に基づき文化財の専門的技能を有する職員を確保し、研修等への参加を通じて育成するとともに、組織としての体制強化を図ります。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 21 | **近隣自治体等との連携強化**<br>町は、京都府ミュージアムフォーラム、山城社会教育研究会文化財部会等への参加を通じて、近隣自治体の文化財担当課・博物館等との連携を深めます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| つなぐ | 22 | **住民団体の担い手育成と活性化の促進**<br>団体は、精華町の宝ものの活用や保存に携わる活動が継続できるよう、担い手の育成に努めます。町は、団体の活性化を支援する取組を行います。 | 団体、行政 | 生涯学習課<br>商工推進室<br>企画調整課<br>自治振興課 | ○ | ○ | ○ |
| | 23 | **文化財所有者間の交流と連携強化**<br>町と所有者は、精華町文化財所有者等連絡協議会（精文連）の活動を通じて交流・連携を深め、課題を共有し、精華町の宝ものを未来に守り伝える体制を強化します。 | 所有者、行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 24 | **伝統行事の周知・参加の促進と担い手の育成**<br>町は、地域で長年続いてきた伝統的な行事（無形の民俗文化財）について、価値と魅力を広めることで参加を促進し、担い手不足問題について取組を検討します。 | 行政、団体、住民 | 生涯学習課 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 25 | **精華町の宝ものを通じた住民交流の促進**<br>町は、せいか祭りなどの精華町の宝ものを通じて、町内の各地域の住民が交流する機会を作ります。 | 行政、団体、住民 | 自治振興課 | ○ | ○ | ○ |
| | 26 | **認定文化財制度の導入検討**<br>町は、住民が選んだ精華町の宝もののうち、特に精華町の特性や魅力がよく表れているものを認定する制度の導入を検討し、地域づくりに役立てます。 | 行政 | 生涯学習課 | | ○ | ◎ |
| 創る | 27 | **精華町の宝ものを核としたイベントの実施**<br>町や団体は、精華町の宝ものに親しめるイベントを実施し、精華町に愛着を持ち、住みたいと思う人びとを増やします。 | 行政、団体、所有者、住民 | 生涯学習課<br>商工推進室 | ◎ | ○ | ○ |
| | 28 | **精華町の景観を活かしたイベントの促進**<br>町は、精華大通りなど、町の景観を活かしたイベントの開催を促進し、賑わいの増進を図ります。 | 行政 | 自治振興課<br>企画調整課<br>商工推進室 | ○ | ○ | ○ |
| | 29 | **自然・農村との交流機会の創出**<br>町と団体は、里山での活動や農村との交流を通じて、人びとが精華町の宝ものである自然や農業と関わる機会を創出します。 | 行政、団体 | 農政課 | ○ | ○ | ○ |

表 7-3　方針３「育てる・つなぐ・創る」に関する措置（2/2）

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 創る | 30 | **学研都市研究施設との交流**<br>町と団体は、科学のまちの子どもたちプロジェクト等を通じて、住民と精華町の宝ものである学研都市の研究施設との交流を促進します。 | 行政、団体 | 企画調整課<br>生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 31 | **文化芸術に親しむイベントの開催促進**<br>町は、精華町の宝ものであるけいはんなプラザや精華町交流ホール等を活用した文化芸術イベントを促進します。 | 行政、団体 | 企画調整課<br>生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |

## ４．方針４「備える・防ぐ・守る」に関する措置

増加する災害・犯罪のリスクに対して充分に備え、精華町の宝ものの被害を未然に防ぎ、災害・犯罪が発生した際にも被害が最小限になるように精華町の宝ものを守る必要があります。

特に、災害や犯罪が発生した際の初動対応について、行政・所有者・住民が連携して取り組めるような体制づくりについて、重点をおいて検討します。

表 7-4　方針４「備える・防ぐ・守る」に関する措置

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 備える | 32 | **無住寺院等の防災対策**<br>町・所有者・住民は、管理者が常住していない寺院等の防災対策の強化に取り組みます。 | 行政、所有者、住民 | 消防本部<br>生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 33 | **文化財保護指導委員による巡検活動**<br>府は、京都府文化財保護指導委員による指定等文化財の巡視を継続し、防災・防犯の徹底を図ります。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 34 | **防災・防犯設備の設置・改修**<br>寺社等の所有者は火災報知器等の設置･更新及び点検を行います。町は必要な支援や助言を行います。 | 所有者、行政 | 生涯学習課<br>消防本部 | ○ | ○ | ○ |
| 防ぐ | ★35 | **文化財台帳の更新・整備と情報共有の強化**<br>町は、災害発生時に速やかに救出できるよう、指定等文化財の情報をまとめた台帳の更新・整備を進め、消防本部と教育委員会とで情報を共有します。 | 行政 | 生涯学習課<br>消防本部 | ◎ | ○ | ○ |
| | 36 | **防災・防犯に関する周知と体制の強化**<br>町は、文化財の防災・防犯に係る情報や計画について、住民や所有者等への周知を図り、平時・有事に関わらず文化財の防災･防犯に係る知識や情報を迅速に共有する体制を維持・強化します。 | 行政、所有者 | 生涯学習課<br>消防本部 | ○ | ○ | ○ |
| 守る | 37 | **防災訓練の実施**<br>町と所有者等は住民とも連携して、寺社を中心に消防訓練を定期的に実施します。 | 行政、所有者、住民 | 消防本部<br>生涯学習課 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 38 | **所有者向け防災・防犯マニュアルの作成・周知**<br>町は、災害発生時に、適切に対応できるよう、所有者等の行動等を取りまとめたマニュアルを作成し、周知します。 | 行政 | 生涯学習課 | | ◎ | |

## ５．方針５「遺す・直す・伝える」に関する措置

精華町の宝ものを保存し、活用するためには、精華町の宝ものが失われないように遺し、損壊・損耗を直し、適切な環境で確実に伝える必要があります。

特に、損壊・損耗を最小限にとどめる保存環境と、そのままでは失われる精華町の宝ものを受け入れるための設備を整えることを重視して取り組みます。

表 7-5　方針５「遺す・直す・伝える」に関する措置

| 方針 | No | 概要 | 主体 | 主管課 | 取組期間 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 遺す | 39 | **文化財の指定・登録**（No.8 の再掲）<br>府・町は、調査を通じて価値が明らかになった文化財について新たに指定・登録等の措置を講じます。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 40 | **埋蔵文化財包蔵地における開発の調整と指導**<br>町は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の開発に係る届出について、調整と指導を行います。 | 行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 41 | **民間所蔵資料の保存状況確認**<br>町は、過去に調査し所有者に返却した文化財（古文書等）の現在の保管状況について確認を行い、必要な支援や対応を講じます。 | 行政、所有者 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | ○ |
| | 42 | **文化財の寄贈・寄託の受入体制の構築**<br>町は、精華町の歴史文化に関する重要な資料については、町への寄贈や寄託を受け入れるため、基準等の作成を検討します。 | 行政、所有者、住民 | 生涯学習課 | ○ | ◎ | |
| | 43 | **町内写真の収集・整理**<br>町は、住民が撮影した昔の写真を収集・整理（デジタル化等）し、活用します。また町が広報用に活用した画像・動画等を整理し、保存します。 | 行政、住民 | 生涯学習課<br>企画調整課 | ○ | ○ | ○ |
| | 44 | **歴史的公文書の保存**<br>町は、保存期間を経過した公文書のうち、歴史的価値を有する文書を選別し、保存します。 | 行政 | 生涯学習課<br>総務課 | ○ | ○ | ○ |
| 直す | 45 | **文化財の維持管理と保存修理**<br>所有者等が実施する文化財の保存修理について、町は必要な支援や助言を行い、文化財の適切な保存を図ります。 | 所有者、行政 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| 伝える | ★46 | **文化財収蔵施設の設置**<br>町は、町が所有する文化財を適切に保存できる収蔵施設を設置します。 | 行政 | 生涯学習課 | ◎ | ◎ | |
| | 47 | **公園・道路の樹木の保全**<br>施設管理者は公園・道路等の樹木の健全育成と適切な管理について、景観・環境に配慮しながら住民・団体と共に取り組みます。 | 行政、団体、住民 | 建設課<br>検査住宅課 | ○ | ○ | ○ |
| | 48 | **森林等の保全**<br>住民、所有者、団体は、精華町の宝ものである森林等の自然環境や景観の保全を図ります。町はその活動を支援します。 | 所有者、団体、住民、行政 | 農政課<br>生涯学習課 | ○ | ○ | ○ |
| | 49 | **木津川環境の保全**<br>町、住民、団体は、連携しながら木津川の環境の美化に努めます。 | 団体、住民、行政 | 環境推進課 | ○ | ○ | ○ |

# 第８章　保存・活用の推進体制

## 第１節　各主体の役割・関係組織の状況

地域計画では、精華町の宝ものの保存と活用を、地域総がかりで推進することを目指します。そのため、各主体がそれぞれの役割を認識し、連携しながら取り組むことが重要です。

### 住民の役割（町の住民、自治会等）

・身の回りにある精華町の宝ものの存在に気づき、気にかけ、大切にします。
・一人ひとりが精華町らしさそのものである歴史文化の担い手であり、継承者であることを認識し、保存と活用を自分事として考え、行動します。
・歴史文化を途切れずにつなぐことができるよう、地域のつながりを大切にします。

### 団体の役割（NPO、社会教育団体、商工・観光関係団体等）

・各団体は楽しく充実した活動に取り組み、組織の継続に努めます。
・それぞれの特長を活かしながら、精華町の宝ものの保存と活用に取り組みます。
・行政から精華町の宝ものの調査・保存・活用等について協力の要請があった場合は、可能な範囲で対応します。

### 所有者の役割（文化財所有者、管理者等）

・自身が所有又は管理する精華町の宝ものを愛し、守り手として確実に未来へ継承できるよう努めます。
・有事には柔軟に対応できるよう、他の所有者や住民、団体、行政とつながりを深めます。
・日頃から精華町の宝ものの保存に努め、精華町の宝ものの調査・活用等について協力の要請があった場合は、可能な範囲で対応します。

### 行政の役割（精華町等）

・関連部局が連携して、精華町の宝ものを調査・保存・活用します。また、様々な主体が連携して取組を進めることができるよう、調整を行います。
・住民・所有者・団体の相談等には着実に対応し、支援を行います。
・社会情勢の変化を注視しながら、適切な施策の立案を行います。
・近隣自治体・京都府・国と、精華町の宝ものの保存・活用について連携・調整を図ります。

精華町の宝ものの保存・活用に関する各組織の状況は、以下のとおりです。

表 8-1　各組織の状況（1/2）

| 精華町 | | |
|---|---|---|
| 教育部 | **生涯学習課** | 文化財保護に関すること、日本遺産に関すること、各種学級、講座の開設及び研修会、講習会、講演会その他諸集会の開催並びにこれらの奨励に関すること、文化事業の推進及び奨励に関すること、各種スポーツ教室、講座の開設と指導育成に関すること、図書館の運営に関すること等。<br>文化財担当職員５名。うち、専門職４名（正規職員１名、会計年度任用職員３名） |
| | 学校教育課 | 学校教育に関わる調査、統計及び広報に関すること、学校の財産及び備品の管理に関すること等。 |
| | 教育支援室 | 学校の組織編制、教育課程、学習指導、教育研究に関すること等。 |
| 総務部 | 企画調整課 | 町政の総合企画及び立案に関すること、総合計画に関すること、学研都市建設の総合調整に関すること、国際交流に関すること、広報に関すること等。 |
| | 総務課 | 公文書の収受、発送、配付及び保存に関すること、完結文書の整理保存に関すること等。 |
| | デジタル推進室 | 行政事務のデジタル化に伴う企画、調整及び推進に関すること等。 |
| | 自治振興課 | 町政協力員及び自治会に関すること、地区集会所に関すること、地域コミュニティー政策及び公共的活動支援に関すること等。 |
| | 危機管理室 | 防災の総合調整に関すること、防犯の総合調整に関すること等。 |
| 健康福祉環境部 | 環境推進課 | 環境美化対策に関すること等。 |
| 事業部 | 農政課 | 農業振興及び整備に関すること、農業特産物の生産指導及び育成に関すること、緑化推進事業に関すること、保安林に関すること等。 |
| | 商工推進室 | 商工業の振興に関すること、地場産業の育成に関すること、観光に関すること、特産品に関すること等。 |
| | 検査住宅課 | 公共公益機関（国・府等）の用地の取得及び調整に関すること等。 |
| | 建設課 | 道路、橋梁、河川、排水路、都市公園及び公共下水道（雨水）の維持管理に関すること等。 |
| | 都市計画課 | 都市計画の総合調整に関すること、開発事業の総合企画及び調整に関すること等。 |
| 消防本部 | | 消防及び救急、防災に関すること等。 |

表 8-1　各組織の状況(2/2)

| | |
|---|---|
| **精華町内　関係団体** | |
| 精華町文化財保護審議会 | 文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調整審議、教育委員会への答申及び建議等。 |
| 精華町商工会 | 町内事業者の事業発展、地域振興のための活動等。 |
| 精華町文化財愛護会 | 町内の歴史や文化財の調査、研究、保存及び活用の推進等。 |
| 精華町文化財所有者等連絡協議会（精文連） | 町内文化財の保存・活用に関すること、町内文化財所有者・管理者の情報交換・交流に関すること等。 |
| 特定非営利活動法人精華町ふるさと案内人の会 | 町内のガイド活動を通した精華町の魅力発信と観光振興等。 |
| せいかグローバルネット | 多文化共生に関する事業、定住外国人の支援活動、国際理解・国際交流活動等。 |
| 精華・西木津地区研究機関協議会（SRG） | 関西文化学術研究都市精華・西木津地区並びに隣接地区に立地又は立地予定の企業及び団体の情報収集と交換、相互交流等。 |
| けいはんな学研都市精華地区まちづくり協議会（SLE） | 中小ベンチャー企業の交流促進、技術交流・事業発展に資する連携の醸成等。 |
| **京都府　関係機関** | |
| 京都府教育庁指導部<br>文化財保護課 | 文化財保護法の施行に関する事務。府指定文化財、府登録文化財等の保存と活用に関すること。 |
| 京都府文化生活部<br>文化政策室 | 文化行政の企画に関すること。未指定文化財の保護のための補助事業。京都府ミュージアムフォーラム事務局。 |
| 京都府商工労働観光部<br>文化学術研究都市推進課 | 関西文化学術研究都市に関すること等。 |
| 京都府立山城郷土資料館 | 南山城地方の特色ある歴史と文化の調査・研究、展示・公開、府民の歴史学習を深める場の提供、文化財の保存に関すること等。 |
| 京都府文化財保護指導委員 | 担当区域内の文化財等の保存管理に関する巡視、指導助言等。 |
| 京都府山城広域振興局 | 山城地域の振興に関すること等。 |
| 公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター | 京都府内の埋蔵文化財の調査・研究に関すること等。 |
| **広域団体** | |
| 京都山城地域振興社（お茶の京都 DMO） | 山城地域の観光振興に関すること、お茶の京都に関すること等。 |
| 京都府ミュージアムフォーラム | 京都府内のミュージアム連携に関すること等。 |
| 山城地方社会教育研究協議会 | 山城地域の各市町・広域連合における社会教育の活性化と推進に関わる情報交換・調査研究等。 |
| けいはんな科学コミュニケーション推進ネットワーク(K-scan) | 子どもたちに世界最先端の科学と文化が集積する学研都市にふさわしい学びの機会を提供すること等。 |
| けいはんな学研都市活性化促進協議会 | けいはんなプラザを拠点とした各種文化事業やコンサート、歴史講座等の開催を展開すること等。 |

## 第２節　保存・活用の推進体制・自己評価の方法

本計画に基づく精華町の宝ものの保存と活用の措置は、住民・団体・所有者・行政それぞれがそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が連携を取り合うことで、より効果的に実施することができます。このため、精華町の宝ものの保存と活用にかかわる事業の連絡・調整のための組織として、文化財保護法第 183 条の９に規定される「(仮称）精華町文化財保存活用推進協議会（以下、推進協議会)」を立ち上げます。推進協議会は、精華町教育委員会生涯学習課をはじめとする町関係部局のほか、精華町の宝ものを保存・活用する事業を実施する主体を幅広く含みます。

また、本計画を着実に推進するため、進捗管理と評価を行う必要があります。このため、精華町文化財保護審議会に定期的に報告し、意見を求めます。

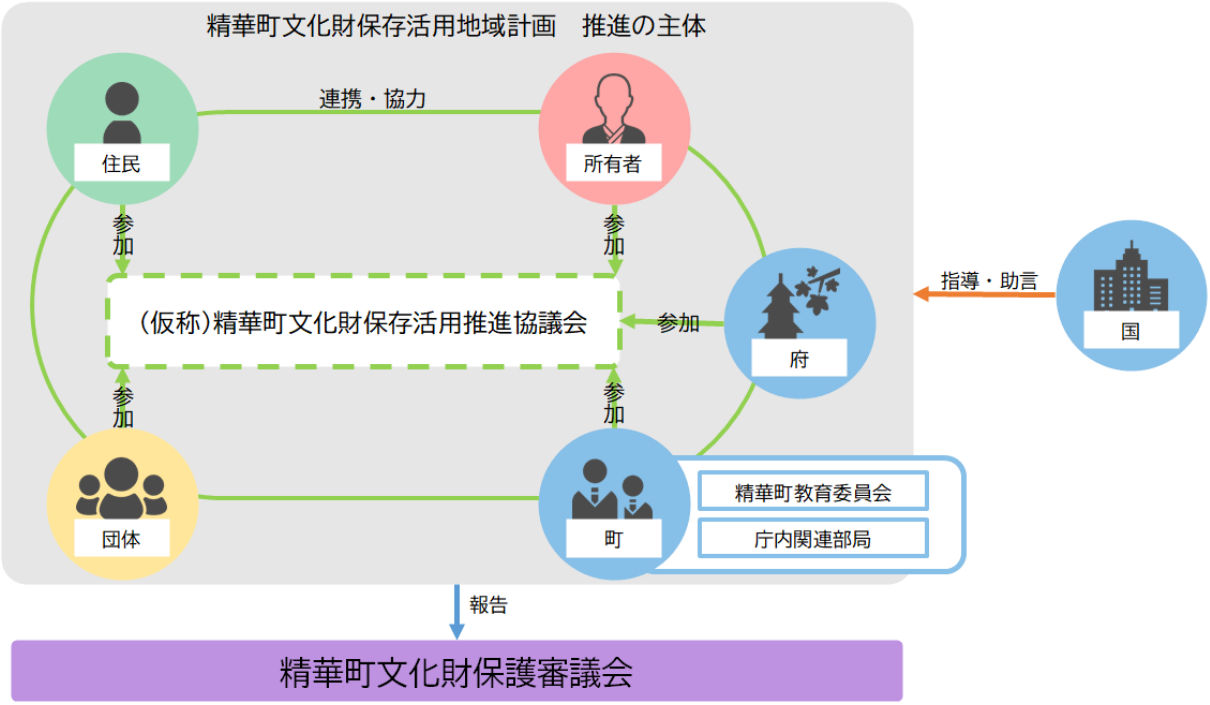


図 8-1　保存・活用の推進と評価の体制　模式図

## 第３節　有事の際の体制

災害発生時等、有事の際には精華町地域防災計画が定めた内容に従いつつ、精華町の宝ものの消失を防ぎ、被害を最小限に食い止めるため、各主体が連携して対応します。それぞれの役割と体制は以下のとおりです。なお、平時の防災活動については第４章第２節６に現在の取組を示したほか、第７章第２節４に掲げた方針４に関する措置も参照してください。

表 8-2　有事の際の各主体の役割

| 行政（精華町） | |
|---|---|
| 精華町教育委員会<br>生涯学習課 | ・精華町の宝ものの被害状況を確認し、指定等文化財については京都府教育委員会文化財保護課へ報告する。<br>・所有者に応急的な保護措置について指導・助言を行う。<br>・精華町文化財所有者等連絡協議会（精文連）を通じた被災状況の共有や相談対応に努める。<br>・必要に応じて応急的な保護措置を実施する。<br>・必要に応じて近隣市町村・京都府等に支援を要請する。<br>・大規模災害の際には、京都府に文化財防災センター等の外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請する。 |
| 消防本部 | ・火災発生時、文化財台帳等を確認し、精華町の宝ものへの被害を最小限に食い止められるよう留意しながら消火活動を行う。 |
| **所有者** | |
| ・精華町の宝ものへの被害を最小限に食い止めるため、消防本部・消防団、住民・自治会等と連携して活動する。<br>・近隣で火災等が発生している場合、延焼の危険性、飛び火等の監視を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は代わりの消火方法を用意する。また危険が迫っている場合は、持ち出し可能なものについて搬出等の措置を講ずる。<br>・被災後速やかに現地を巡回し、所有している精華町の宝ものについて被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。 | |
| **住民** | |
| ・精華町の宝ものへの被害を最小限に食い止めるため、所有者、消防本部・消防団と連携しながら初期対応を行う。<br>・近隣で火災等が発生している場合、延焼の危険性、飛び火等の監視を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は代わりの消火方法を用意する。また危険が迫っている場合は、持ち出し可能なものについて搬出等の措置を講ずる。 | |

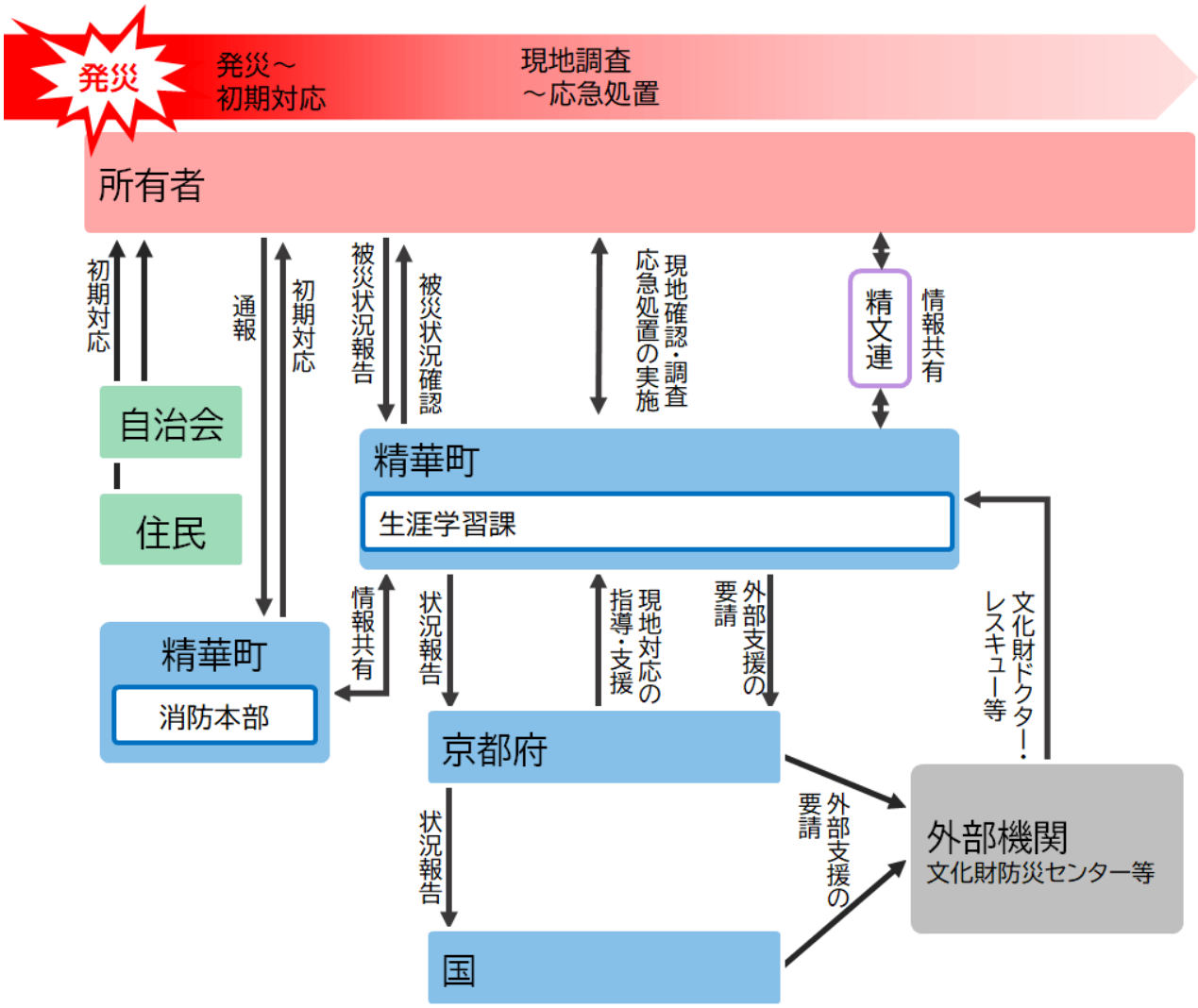


図 8-2　大規模災害発生時の体制

精華町文化財保存活用地域計画

認定　令和 7 年 12 月 19 日
発行　令和 8 年 3 月 31 日
編集・発行　精華町教育委員会
京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70 番地